

# 介護業務基準

当基準は、介護職の中核的人材としての介護福祉士を念頭におき作成されているものであり、介護職への指導的立場などを前提とした内容となっています。ただし、介護業務の実践にあたっては介護業務の基準としてすべての介護職が守るべき基準が示されています。

平成 27 年 公益社団法人日本介護福祉士会

## 第1 介護福祉士の責務（職責）

1. すべての介護実践は、倫理綱領に基づきます
2. すべての人の基本的人権を擁護し、尊厳を尊重します
3. 自己決定を最大限尊重し、自立に向けた支援を実践します
4. 職務上知り得た個人の情報を守ります
5. 利用者の真のニーズを受けとめ、行動します
6. 専門的知識・技術の向上に励み、後継者の育成に努めます
7. 地域福祉の推進に努めます

## 第2 介護業務の実践

1. 専門的サービスを提供します
2. 安全で、安心、信頼される介護福祉サービスを提供します
3. 総合的サービスの提供と積極的な連携、協力を図ります
4. 社会との繋がりのある介護福祉サービスを提供します

## 第3 介護業務の内容

1. 介護過程に関する分野
  - 1-1 介護過程の考え方
  - 1-2 アセスメント
  - 1-3 個別介護計画作成・実施
  - 1-4 モニタリング・評価
  - 1-5 介護記録
  - 1-6 チームアプローチ
2. 生活支援に関する分野
  - 2-1 食事支援
  - 2-2 排せつ支援
  - 2-3 入浴支援
  - 2-4 移乗・移動・体位変換
  - 2-5 身体整容（洗顔、歯みがき（口腔ケア

整髪、髭剃り、爪きり等）

2-5-1 洗顔

2-5-2 歯みがき（口腔ケア支援）

2-5-3 整髪、整容

2-6 家事援助

2-7 更衣・着脱

2-8 生活支援に必要な基礎的な機能訓練

2-9 生活環境整備

2-9-1 生活環境

2-9-2 福祉用具

3. 専門的ケアに関する分野

3-1 認知症ケア

3-2 障害者支援

3-3 ターミナルケア

4. 心理・社会的支援に関する分野

4-1 コミュニケーション

4-2 相談・助言

4-3 家族支援

4-4 地域における生活支援

4-5 多職種と連携した支援

5. 医療に関する分野

5-1 医療的ケア（喀痰吸引等）

5-2 健康観察（バイタル等）

5-3 緊急対応・応急処置

5-4 薬・薬理等の基礎

6. リスクマネジメント

6-1 感染症対策・衛生管理

6-2 事故発生防止（ヒヤリハット）

7. 権利擁護

7-1 尊厳の保持

7-2 虐待防止

7-3 身体拘束のない介護

## 第4 職場（組織・ケアチーム）の管理・運営

### 1. 管理・運営

1-1 コンプライアンス（関連法令理解と関連法令遵守）

1-2 環境・体制整備

1-3 評価

1-4 チームケアにおけるリスクマネジメント

### 2. 指導・育成

### 3. 介護職の健康管理

## 第1 介護福祉士の責務（職責）

### 1. すべての介護実践は、倫理綱領に基づきます

介護福祉士が行うすべての介護実践は、日本介護福祉士会倫理綱領、倫理基準に基づきます。

対人支援にあたる介護福祉の専門職として、福祉・保健・医療をめぐる倫理の必要性について理解し、必要とされる価値・倫理基準に基づき、実践的な判断をしたうえで、行動します。

### 2. すべての人の基本的人権を擁護し、尊厳を尊重します

介護福祉士は、利用者を全人的、共感的に理解し、人間の尊厳について理解を深め、尊厳を支える視点で、介護業務を実践します。

QOL 向上やノーマライゼーション等の考え方をふまえた介護業務を実践します。

介護福祉の専門職として、認知症高齢者をはじめ、身体的・知的にさまざまな不自由を抱える状態にある人の尊厳を積極的に守り、尊厳が損なわれている場合には、積極的にその代弁を行います。

### 3. 自己決定を最大限尊重し、自立に向けた支援を実践します

介護福祉士は、利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、身体的、精神的、社会的な自立をめざした介護業務を実践します。また、利用者が自己決定できるように、利用者の状態にあわせた適切な方法で情報提供を行います。

### 4. 職務上知り得た個人の情報を守ります

介護福祉士は、業務上知り得た個人情報について業務中か否かを問わず、秘密を保持し、これは生涯にわたって継続します。また、利用者等のプライバシーの権利を擁護するとともに、利用者自らのプライバシー権を自覚するように働きかけます。

### 5. 利用者の真のニーズを受けとめ、行動します

介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、利用者が望む介護福祉サービスを適切に受けられるよう、ニーズを代弁していきます。

利用者が何を求めているか、望ましい支援は何か等について、多角的に考察したうえで、根拠に基づき説明し、利用者にとってより望ましい生活の実現にむけて取り組みます。

### 6. 専門的知識・技術の向上に励み、後継者の育成に努めます

介護福祉士は、介護福祉の専門職として、常に自らの専門的知識・技術の向上に励むとともに、職場のマネジメントも担い、より良い職場環境づくりや働きがいの向上に努めます。また介護福祉士は、次世代を担う後進のよき手本として公正で誠実な介護実践に臨むとともに、後継者の育成に努めます。

### 7. 地域福祉の推進に努めます

介護福祉士は、地域包括ケアシステムをはじめとする地域の福祉・保健・医療等の関係者と連携し、自らの専門性をいかし、新たな社会資源の開発や地域住民とのかかわりをもって地域の介護力の増進に努めます。

## 第2 介護業務の実践

### 1. 専門的サービスを提供します

介護福祉士は、利用者の生活の質の向上を図るため、的確な判断力と深い洞察力を養い、福祉理念に基づいた専門的サービスの提供に努めます。

介護福祉士が実践するすべての介護業務は、根拠に基づく専門的サービスであり、専門的知識に基づく判断を行い、その責任を負います。

介護業務を実践するなかで、日々変化する利用者の感情や思考に気づかず一方的なケアをしていないか、自己の実践を分析します。

### 2. 安全で、安心、信頼される介護福祉サービスを提供します

介護福祉士は、利用者が安心できるように、安全を第一に考えた介護実践を行います。

また、介護福祉サービスの質的向上が安全な介護実践につながることを理解し、自己研鑽に取り組むとともに、社会から信頼される専門職であり続けられるよう努めます。

### 3. 総合的サービスの提供と積極的な連携、協力を図ります

介護福祉士は、利用者の生活を支えることに対して最善を尽くすことを共通の価値として、他の介護福祉士および保健医療福祉関係者と協働します。

### 4. 社会とのつながりのある介護福祉サービスを提供します

介護福祉士は、利用者が社会の一員として地域社会につながるのある生活を送れるよう、地域との連携した介護実践を行います。

## 第3 介護業務の内容

### 1. 介護過程に関する分野

#### 1-1 介護過程の考え方

介護過程は、利用者の解決すべき課題を明確にし、目標を立て、根拠に基づいた介護（個別ケア）を実践することを目的とし、将来予測と介護の根拠の明確化、利用者の尊厳保持と選択の自由の保障、多職種連携の三つの意義を持ちます。その重要性を理解した上で、利用者の希望や目標を実現するための質の高い介護福祉サービスの実践を前提とした自立支援に資する介護過程を展開します。

ICF（国際生活機能分類）の視点に基づき、利用者の生活全体を支えるための視点を確立します。

#### 1-2 アセスメント

利用者や家族の意向や生活環境、これまでの生活背景、健康状態等の情報を適切に収集し、アセスメントします。

アセスメントは、利用者の悩みや要望等の主観的な内容から、生活環境やADL等の客観的事実まで多角的な視点から情報の収集（インテーク）をすることと、実際に解決すべき課題（ニーズ）がどこにあるのかの分析によって成り立つことを踏まえた上で実践します。利用者の介護に関わる多職種からの意見を反映させることで、ニーズをチーム内で共有される明確なものにします。

#### 1-3 個別介護計画作成・実施

利用者の希望や目標の実現を踏まえた自立支援に資する個別介護計画を作成し、計画に沿った質の高い介護福祉サービスを実践します。

個別介護計画は、介護保険制度の理念に立脚し、チームで合意されるものを作成します。収集した情報等をもとにしたアセスメント結果に基づく、生活課題解決・生活目標達成のための具体的な支援内容を選択します。利用者の日常生活における他の介護計画等との連動性（チームアプローチ）を念頭に置き作成します。

#### 1-4 モニタリング・評価

個別介護計画の内容が、計画通りにはたらいっているか、あるいは利用者の状態像が変化し、新たなニーズが発生していないかを確認するモニタリングを行います。サービス回数や内容、方法、目標達成状況や利用者・家族の満足度、新たなニーズの発生等の要件をふまえ、定期的な確認やチームメンバーとの話し合いを実施します。必要に応じて個別介護計画を見直します。

介護過程のモニタリングや評価は、客観的であることが必要とされ、課題達成のための根拠を明確にします。

## 1-5 介護記録

介護実践の記録は、介護福祉士の考えと行動を示すものです。介護実践に関する記録は、多職種等との情報共有や、介護福祉サービスの継続性、一貫性だけでなく、自ら提供するサービスの評価や質の向上に加え、利用者情報の管理および開示のために貴重な資料となることを理解し、必要な情報を効率よく、正確に、利用しやすい形で記録します。

## 1-6 チームアプローチ

利用者の日常生活全般を総合的に支援するためには、介護職だけの支援ではなく、医療関係職、福祉関係職、その他関連職種と協働することが不可欠です。関係する全ての人が「自立支援」に向けた援助の目的を共有し、ケアプランの指針のもと、それぞれの専門性からの意見を交換していきます。それぞれの介護サービス過程を明確にすることで明らかになったことを根拠とし、提供するサービスの妥当性を判断します。多職種連携の際の情報共有や意見の交換、ケアプランの確定等を主に行うケアカンファレンスでは、介護の専門家として情報の発信や意見・質問を積極的に行うよう努めます。

チーム構成を考える上では、福祉に従事する専門職（フォーマル）な関係者のみならず、地域住民やボランティア、NPO等のインフォーマルな人材も含めたアプローチを考えます。

## 2. 生活支援に関する分野

### 2-1 食事支援

#### ●食事に関するアセスメント

食事量や食事形態、摂食動作、障害等の基礎的知識を理解した上で、個々の利用者に応じた食事の支援方法を検討し、計画を立てます。自立性を高め、利用者の個別性に配慮した食事支援を行うためには、利用者の出来ることと出来ないことを明らかにし、どのような食事をしたいと思っているのかを把握します。同時に、食事摂取困難の原因・背景を解明し、利用者のニーズを把握します。アセスメントで得た利用者の情報・ニーズは、必ず記録をとり、利用者の介護に関わる多職種からの意見を反映させ、チーム内で共有する明確なものにします。

#### ●食事支援の目的

食事は、栄養を摂取するというだけではなく、食べる楽しみを感じるという社会・文化的な生活として重要な意味を持っていることを理解します。その上で、食事支援は可能なかぎり自力での摂食を促します。食事は、身体に必要な栄養やエネルギー源を補給し、生命維持や健康、日常生活を送るための源となるものです。「食べる」ことは日常の中で大きな楽しみになっており、食べる事に満足感を感じられるような食事を提供し支援していくことは、精神的・社会的・文化的な生活からみても大変意味のあることです。利用者の食生活の意味や価値観、食事方法等の個性や口から食べることの重要性を理解した上で、自立性を高める支援を行います。

#### ●こころとからだのしくみの理解

栄養素・水分の役割、摂食・咀嚼・嚥下のメカニズム、摂食・嚥下障害等の基礎的知識を理解した上で、利用者の状態に応じた食事形態の選択や摂食時の姿勢等にも配慮した安全で自立をめざした食事支援を実践します。また、精神的な満足感の高い食事支援の必要性を理解した上で、食欲を出す、食事を楽しむために食事の盛り付け等にも気を配る食事支援を行います。

### ●安全の確保

医療上の食事制限や心身の機能・障害、現在の体調や食欲等を把握し、適切な食事支援を行います。利用者の見守りによって、適切な姿勢や食事方法での食事が出来ているか、咳やむせこみはしていないか等を確認し、適切な支援をすることで誤嚥や窒息等の予防に努めます。咳やむせこみ等が発生した際には適切な対処を行い、万が一誤嚥や窒息等が発生した場合は速やかに医療職（看護師等）へ連絡します。脱水・栄養状態にも配慮し、必要であれば管理栄養士等の専門職との連携も行います。

## 2-2 排せつ支援

### ●排せつに関するアセスメント

移動能力や脱衣等の排せつ動作、排せつ場所や用具、障害等の基礎的知識を理解した上で、個々の利用者に応じた排せつの支援方法を検討し、計画を立てます。自立性を高め、利用者の個別性に配慮した排せつ支援を行うためには、利用者の出来ることと出来ないことを明らかにし、どのような排せつをしたいと思っているのかを把握します。同時に、排せつ動作の困難や失禁が起こる原因・背景を解明し、利用者のニーズを把握します。アセスメントで得た利用者の情報・ニーズは、必ず記録をとり、利用者の介護に関わる多職種からの意見を反映させ、チーム内で共有する明確なものにします。

### ●排せつ支援の目的

排せつは、健康的に生きて行く上で必要だという側面だけではなく、社会・文化的に不潔感と結びついている非常にプライベートなものであり、できるだけ一人で済ませたい行為だということを十分理解します。その上で、排せつ支援は可能な限り自力での排せつを促します。排せつは、物質代謝の結果、体内に生じた物質を身体の外に排出し、生命維持や健康のために必要不可欠なものです。排せつ行動は生命の健康を支えるばかりでなく、本人の精神、社会的存在にも深くかかわっています。利用者の排せつの意味ややり方、価値観等の個別性や尊厳の保持の重要性を理解した上で、自立性を高める支援を行います。

### ●安全の確保

心身の機能・障害や現在の体調、尿意・便意等を把握し、適切な排せつ支援を行います。利用者の見守りや適切な支援をすることにより、排せつ行為に伴う転倒事故等の防止に努めるとともに、排せつする際に必要な生活環境を整え、安全な排せつ支援を実践します。排せつ物の色や臭い、状態等を確認することで利用者の健康状態を把握し、必要な場合は速やかに医療職（看護師等）へ連絡します。

### ●尊厳の保持

排せつ行為は、人間の尊厳に大きくかかわる行為の一つであるとともに、人が生きていくためには欠かせない行為です。社会・文化的に不潔感と結びついて認識されているため、非常にプライベートな行為であり、出来るだけ一人で済ませたい、排せつ行為や痕跡を他人に知られたくないという気持ちを誰もが持っています。排せつの失敗が続けば社会生活、周りとの交流に支障が出て、本人も羞恥心や自信喪失で苦しむことになり、人間としての尊厳をなくしてしまう可能性もあります。利用者の自尊心を尊重することが重要であることを理解し、利用者への心理的配慮をかかさず、清潔、快適な排せつ支援を実践します。

### ●こころとからだのしくみの理解

排尿・排便のしくみ、失禁、排尿・排便障害等の基礎的知識を理解した上で、利用者の状態に応じた排せつ場所・用具、介助方法を選択し安全で自立をめざした排せつ支援を実践します。精神的負担の少ない排せつ支援を行う必要性を理解した上で、尊厳の保持のために清潔や介助時の言動等にも気を配ります。

### ●福祉用具等の活用

歩行移動や座位姿勢、衣服の着脱等の排せつ動作や便意・尿意の把握具合等によって、排せつ支援に使用する福祉用具を選択します。ポータブルトイレ、オムツやリハビリパンツ等の福祉用具・用品のメリット・デメリットを把握し、利用者の状態に応じた支援ができる知識をもって、利用者や家族等の負担の軽減や適切に利用ができるよう支援します。また、日々新しくなっていく福祉用具に対応できるように、定期的に福祉用具に関する情報収集を行います。

## 2-3 入浴支援

### ●入浴に関するアセスメント

皮膚の状態等、利用者の健康を管理する上で重要な情報となることを理解した上で、個々の利用者に応じた入浴の支援方法を検討し、計画を立てます。自立性を高め、利用者の個別性に配慮した入浴支援を行うためには、利用者の出来ることと出来ないことを明らかにし、どのような入浴をしたいと思っているのかを把握します。同時に、入浴動作の困難や入浴意欲の低下の原因・背景を解明し、利用者のニーズを把握します。アセスメントで得た利用者の情報・ニーズは、必ず記録をとり、利用者の介護に関わる多職種からの意見を反映させ、チーム内で共有する明確なものにします。

### ●入浴支援の目的

入浴は身体の清潔を保持することであり、そこには健康な生活を送るための生理的意義と爽快感や安らぎを得るための心理的意義、生活意欲や周りとのコミュニケーションを円滑に行うための社会的意義が含まれる行為だということを十分理解します。その上で、可能な限り自力での入浴を促します。入浴は、皮膚や粘膜に付着した老廃物や不要物を除去することによって、皮膚の働きが高められ細菌感染が防止され、温熱刺激が新陳代謝や血液循環、腸運動を促進し、筋肉の緊張や疲労を和らげられ心身のリラックスをもたらします。清潔の保持によって日常生活への意欲が向上し、社会的評価を高められ、人との交流や社会生活が円滑に運ばれる効果があります。利用者の障害・病気等の程度や種類だけでなく、生活習慣や文化的背景、価値観等の個別性の重要性を理解した上で、自立性を高める支援を実践します。

### ●安全の確保

医療上の入浴制限や心身の機能・障害、現在の体調や入浴意欲等を把握し、適切な入浴支援を行います。利用者の見守りや適切な支援をすることにより、入浴行為に伴う転倒事故ややけど等の防止に努めるとともに、急な体調の変化や脱水症状等に配慮した安全な入浴支援を実践します。脱衣した際は、全身の体型や皮膚状態、関節の動き等を観察することによって、栄養状態や褥瘡の前兆、発疹や転倒・虐待等の発見が可能となり、必要な場合は速やかに医療職（看護師等）等の関係機関へ連絡します。入浴後は体力の消耗や脱水、湯冷め等に注意し、休息や水分補給、皮膚の保湿等の対策を行います。

### ●尊厳の保持

入浴行為は、人間の尊厳に大きくかかわる行為の一つであるとともに、人が生きていくためには欠かせない行為です。利用者は裸になって介助を受けるため、非常にプライベートな行為であり、出来るだけ肌の露出を控えたいという気持ちを誰もが持っています。また、社会・文化的に下半身とくに陰部・臀部等は不潔感と結びついて認識されているため、他者による洗浄行為は羞恥心を伴うものとなります。利用者の自尊心を尊重することが重要であることを理解し、利用者への心理的配慮をかかさず、快適な入浴介助を実践します。

### ●ところとからだのしくみの理解

皮膚・発汗のしくみや汚れの影響、入浴が身体にもたらす効用や入浴によって身体に起こるリスク、入浴のための運動機能、入浴に必要な身体的条件等の基礎的知識等を理解した上で、利用者の状態に応じた入浴方法・用具を選択し安全で自立をめざした入浴支援を実践します。褥瘡等の発生に気を配り、予防や早期発見・早期対処を心がけます。また、精神的満足度の高い入浴支援を行う必要性を理解した上で、尊厳の保持等に配慮した支援を行います。

### ●福祉用具等の活用

浴槽のまたぎや座位立位保持、医療上の制限や体力の低下等によって、入浴支援に使用する福祉用具を選択します。入浴用いすや簡易リフト、いす式シャワー設備等の福祉用具・用品のメリット・デメリットを把握し、利用者の状態に応じた支援ができる知識をもって、使用する際の利用者・家族等の負担の軽減や適切な利用ができるよう支援します。また、日々新しくなっていく福祉用具に対応できるように、定期的に福祉用具に関する情報収集を行います。

## 2-4 移乗・移動・体位変換

### ●移乗・移動・体位変換に関するアセスメント

病気・障害の部位・程度、活用できる機能や体型、理解の程度、意欲の程度、筋力の状態やバランス感覚等を把握した上で、個々の利用者に応じた支援方法を検討し、計画を立てます。自立性を高める支援を行うためには、利用者の出来ることと出来ないことを明らかにすると同時に、移乗・移動・体位変換が困難な原因・背景を解明し、利用者のニーズを把握します。アセスメントで得た利用者の情報・ニーズは、必ず記録をとり、利用者の介護に関わる多職種からの意見を反映させ、チーム内で共有する明確なものにします。

### ●移乗・移動・体位変換の目的

移乗・移動は、行動範囲が広まると同時に生活範囲が広がることにより、生活の質や人間としての尊厳を守ることが出来ます。また、体位変換は、苦痛の緩和や障害の予防になることを理解します。その上で、可能な限り自力での移乗・移動・体位変換を促します。自由に行動出来ることは本人の選択肢を広げることになり、日常生活の豊かさ・楽しさにつながり、その人らしい生活を営む上で大変重要な意味を持ちます。そうした利用者の自立した生活を支えるために、心身の状態や使用する用具の特徴等を理解して、目標を持った支援を行います。

## ●安全の確保

心身の機能・障害、現在の体調等を把握し、利用者にあった福祉用具を、適切な使用方法で使用し、支援を行います。移動先の環境確認や使用する福祉用具の点検等を行うことで利用者の転倒防止に努め、発生した際には適切な対処を行います。外出先での脱水や体調不良にも配慮し、必要であれば速やかに医療職（看護師等）へ連絡します。

## ●ところとからだのしくみの理解

基本的な姿勢や関節等の動き方、福祉用具の使用法、身体・心理条件や歩行環境等の基礎的知識等を理解した上で、利用者の状態に応じた支援方法の選択をします。廃用症候群に注意し、本来の身体機能を維持・向上できるよう支援します。また、精神的満足度の高い支援を行う必要性を理解した上で、転倒経験の恐怖や疾病の影響等心理的要因により利用者が動くのを拒否する可能性もあるので、原因を見極めて適切な対応をします。

## ●福祉用具等の活用

使用場面、使用頻度、住環境や利用者・介護者に対応した福祉用具を選択します。リフトや段差解消機、車いすや杖等の福祉用具・用品のメリット・デメリットを把握し、利用者の状態や使用場面に応じて、利用者・家族等の負担の軽減や適切に利用ができるよう支援します。また、日々新しくなっていく福祉用具に対応できるように、定期的に福祉用具に関する情報収集を行います。

## 2-5 身体整容（洗顔、歯みがき（口腔ケア）、整髪、髭剃り、爪きり等）

### 2-5-1 洗顔

毎日の習慣として生活リズムを整える大事な行為と理解し、自立を促すために今ある機能で出来るだけ利用者に実践してもらおう等、利用者の状態にそった支援を実践します。

### 2-5-2 歯みがき（口腔ケア支援）

口腔ケアは、口腔内を清潔にして細菌を取り除き、誤嚥性肺炎等の予防に効果的であり、かつ咀嚼・嚥下機能の保持を可能にし、健康や食生活の豊かさを与えていることを理解した上で、清潔な口腔内の維持、摂食・嚥下機能の維持・向上をめざした口腔ケアを実践します。

義歯を使用している場合には、義歯の着脱には十分配慮し、義歯の手入等についても適切に助言します。利用者の状態に応じた口腔ケア法を選択し、可能な限り不快感を与えない口腔ケアを実践します。

可能な限り自力での歯みがきをうながし、磨きのこし等の確認の際、歯ぐきの腫れや出血等を確認し、異常がある場合には医療職（歯科医師、歯科衛生士等）に報告します。

### 2-5-3 整髪、整容

身なりを整えることは、身体の清潔を保つことだけでなく、他者に見られる、または見せるために自己を整えるという意味で、心理的・精神的自立に結びつく重要な行為と理解した上で、利用者の状態に応じた整髪・整容支援を実践します。

また、爪や毛髪の構造と機能を理解した上で、適切な支援を実践します。

## 2-6 家事援助

家事援助は、利用者の心身機能低下の予防や自立支援に資するものであると同時に、利用者のこだわりや生活歴、価値観を尊重しなければいけないことを理解し、家事援助を実践します。調理、洗濯、掃除・ごみ捨て、裁縫、衣類・寝具の衛生管理、買い物、家庭経営・家計の管理等、利用者の状態・状況に応じて利用者自身の能力を活用し、自立した生活に向かうよう支援をします。

## 2-7 更衣・着脱

更衣・着脱は、体温調節や紫外線からの身体を守るだけでなく、生活の中のリズムを作り、気分を変える心理的意義と対人関係の中でその人らしさを表現する社会的意義のある行為だということを十分理解した上で、なるべく自力での更衣・着脱を促します。利用者の気持ちや体調、気候やプライバシーに配慮しながらも、残存・潜在能力を引き出し、利用者自身の能力だけで着られる衣服の工夫をする等、安全で自立した衣服の更衣・着脱支援を実践します。

## 2-8 生活支援に必要な機能訓練

残存機能を活用して心身の機能を維持・向上させ、心身機能や環境に適した日常生活を再獲得するという機能訓練の目的を理解し、運動学的・心理的な知識・技術をもって、機能訓練の視点を持ち、利用者の日常生活や社会生活に必要な支援を実践します。機能訓練を行う際には、利用者の持つ障害や身体機能等を理解した上で、さまざまな専門職と連携しながら、社会性・自立性のある安全な支援を行います。

## 2-9 生活環境整備

### 2-9-1 生活環境

生活環境は、適切な整備がなされることで利用者自身の活動能力が向上し、自立した生活の土台となるのと同時に、介護者の負担軽減になることを理解した上で、日々の生活のなかで継続的に利用することを想定し、利用者や介護者に合った生活環境の整備を実践します。利用者の身体能力や生活する上での心理的な安らぎに必要なもの、介護者の介助能力や現在の生活環境等の生活全般の状況を確認し、具体的にどのような生活上の障害が生じているのかを把握した上で、生活環境に対する具体的な解決策の提案や関係職種（福祉用具専門相談員等）の紹介等必要な対応を行います。

居室環境、浴室、トイレ、台所等の空間構成、バリアフリー化、プライバシーの確保等を考慮し、安全で心地よい生活の場となるよう、利用者や家族等に助言します。

### 2-9-2 福祉用具

福祉用具・機器・装具・自助具等の機能や種類等の基本的な知識と、必要とする利用者の状態を理解した上で、利用者自らが自立した生活を構築するための福祉用具を活用したケアを実践します。日常生活の中で利用者や介護者が行いやすい動作や慣れたやり方を大切に、生活環境や目的に合わせた福祉用具の選択を行います。また、日々新しくなっていく福祉用具に対応できるように、定期的に福祉用具に関する情報収集を行います。

### 3. 専門的ケアに関する分野

#### 3-1 認知症ケア

##### ●認知症ケアに関するアセスメント

認知症は、認知と記憶機能に関する障害であり、今まで生活の中で培ってきた記憶をはじめ、見当識や判断力、実行機能等の日常生活に必要な能力が失われ、それにより徘徊や妄想・幻覚等の行動・心理症状（BPSD）を起こし、かつ自覚はなく、症状が進行していく特徴があります。その特徴や認知症の医学的・心理的理解、認知症が及ぼす生活への影響を理解した上で、個々の利用者に応じた認知症ケアの方法を検討し、計画を立てます。自立性を高め、利用者の個別性に配慮した支援を行うためには、利用者の生活歴や価値観、身体状態や心理・精神状態、環境要因等の情報を収集し、どのような支援をすればより安心した質の高い生活が出来るようになるのかを検討します。その上で、生活の課題を導き出し、利用者の真のニーズを把握します。アセスメントで得た利用者の情報・ニーズは、必ず記録をとり、利用者の介護に関わる多職種からの意見を反映させ、チーム内で共有する明確なものにします。

##### ●認知症ケアの目的

認知症ケアは、症状や心理状態等認知症の進行に応じた知識を十分に理解した上で、認知症の人の生活を支援することです。認知症ケアをする上で、個別性、尊厳の遵守、残存機能の活用や利用者本人の希望を聞くことは必要不可欠です。利用者の発症前の社会的立場を配慮しながら、趣味や能力を考慮した支援を提供します。

##### ●こころとからだのしくみの理解

身体的機能、心理的特徴、行動・心理症状（BPSD）、認知機能障害、原因疾患等の基礎的知識を理解した上で、利用者の状態に応じたケアを実践します。認知症の進行に応じたケアを行うよう心がけ、利用者が起こす行動や発言の理由を理解した上で、利用者に寄り添った認知症ケアを行います。認知症の人の行動を「問題」としてとらえるのではなく、身体状態や精神状態、病気の進行状況に合わせた支援を行います。

##### ●安全の確保

心身の機能・障害、進行の段階、行動の特徴等に応じて、利用者が安全な生活を送ることが出来るよう支援方法を選択します。利用者の生活歴や性格を踏まえ、安全確保のための支援を行います。行動・心理症状（BPSD）の原因となる事象を把握し、改善方法を検討します。認知症の医学的知識をもって、利用者の状態を把握し、医療との連携をはかるとともに、地域における認知症に対する支援体制等を把握し、連携します。

##### ●家族との関わり・支援

家族が認知症になったことへの戸惑いや生活の変化、認知症に対する知識・理解の不足によるパニックが起こる可能性を十分に理解した上で、介護者である家族を孤立させることのないように、サポートする姿勢を常に持ち専門的な知識に裏付けられた的確なアドバイスを実施します。また、介護家族へ休息を設けるためにも、各種介護サービスの紹介、医療職や地域等との多職種連携を行います。

### 3-2 障害者支援

#### ●障害者支援に関するアセスメント

障害関連法や障害者福祉の理念、各障害の特徴・心理、日常生活の送り方や介助道具、環境や支援サービス等の基礎的知識を理解した上で、個々の利用者に応じた支援の方法を検討し、計画を立てます。自立性を高め、利用者の個別性に配慮した支援を行うためには、利用者の生活歴や価値観、身体状態や心理・精神状態、環境要因等の情報を収集し、日常生活を送るにあたっての生活ニーズを把握します。それにより、利用者にとってどのような支援が必要であるのかを検討し、利用者主体のアセスメントを実施します。アセスメントで得た利用者の情報・ニーズは、チーム内で共有される明確なものにするために、必ず記録をとり、利用者の介護に関わる多職種からの意見を反映させます。

#### ●障害者支援の目的

障害者の尊厳を理解し、ノーマライゼーション、インクルージョン等の障害者福祉の基本理念をふまえ、障害特性に応じた専門的ケアを実践します。障害者支援を行う上で、エンパワメントや権利擁護、生活ニーズの把握や利用者本人による自己決定を踏まえた支援は必要不可欠です。支援制度等の社会資源や福祉用具を活用し、地域の中で利用者の望む自立した生活が送れるよう支援します。

#### ●こころとからだのしくみの理解

障害者の種別に応じた医学的知識や身体的機能、心理的特徴、福祉用具やコミュニケーション方法、医学的な特徴や支援での注意点等の基礎的知識を理解した上で、利用者の状態に応じた支援を実践します。精神的に寄り添った支援の重要性を理解した上で、利用者の障害が先天的なものなのか、後天的なものなのか、どの程度自身の障害についての受容が来ているのかなどを把握し、地域や医療職等との連携を心がけることで、利用者に応じた支援を行います。

#### ●家族との関わり・支援

家族の悩みや不安、負担感を理解した上で、家族の肩代わりの支援ではなく利用者自身の社会参加や自己実現、日常生活の継続支援に着目し様々な障害支援サービスを提供します。家族の身体的・精神的支援も含めて、本人支援と家族支援をバランスよく行います。また、家族の負担軽減のために、地域の支援ネットワークも構築します。

### 3-3 ターミナルケア

#### ●ターミナルケアに関するアセスメント

痛み、その他の症状、栄養（食事摂取の状況）、水分摂取、排せつ、皮膚の状態、清潔、睡眠、利用者の疾病等の医学的基礎知識、精神的問題、社会的問題や家族との状況等の基礎的知識を理解した上で、個々の利用者に応じた緩和ケアやターミナルケアの方法を検討し、計画を立てます。利用者の価値観に応じたターミナルケアを行うためには、利用者および家族の要望に耳を傾けることで、どのような最期を望んでいるのかを把握します。アセスメントで得た利用者の情報・ニーズは、必ず記録をとり、利用者の介護に関わる多職種からの意見を反映させ、チーム内で共有する明確なものにします。

#### ●ターミナルケアの目的

ターミナルケアは、利用者の痛みやその他の不快な身体症状を緩和するとともに、心理的・社会的苦痛の解決を支援し、生きることに意味を見いだせるようにケアを実践します。死と向き合う方法や死の質（QOD）への価値観は、国や地域、または家族や個人、時代によっても

一人ひとり違います。利用者の望む形で最期を迎える為に、利用者および家族との事前の話し合いは必要不可欠であり、利用者の状態変化とともに意思が変わることも考慮した上で、その都度意思確認を行います。利用者の病気の種類や身体的・肉体的症状だけでなく、文化的背景や価値観、家族の悲しみや苦しみ等の個別性の重要性を理解した上で支援を行います。

#### ●こころとからだのしくみの理解

疾患別の終末期のあり方、ターミナルケアの現状、終末期に現れる身体的変化、死を迎える利用者・家族の気持ち等の基礎的知識等を理解した上で、利用者の状態に応じた緩和ケアや家族へのサポートを実践します。物音や室内の温度・湿度・明るさ等に気を配る等利用者を安心させるための環境作りや、安楽な体位への変換等の平穏な死を迎えられるようなターミナルケアを行います。また、終末期の利用者は常に包括的な苦痛を抱えているということを理解した上で、地域や医療職等と連携し、精神的・肉体的共に苦痛を和らげるケアを行います。

#### ●家族との関わり・支援

家族の心の揺れや動き、無力感やどうにもならないことに対する怒り等を理解した上で、利用者の死を迎え入れるための心の準備や身体的・精神的疲労に対するサポート、死後に悔いを残さないための情報共有を行います。利用者のために何かしたいという気持ちや最期の別れの際に家族だけでいたいという気持ちを汲み取り、配慮を行います。また、家族の気持ちに寄り添い、可能な限りエンゼルケアやグリーンケアを共に行い、いつでも支援する姿勢を持ちます。

## 4. 心理・社会的支援に関する分野

### 4-1 コミュニケーション

他者との間での情報を伝達・交換することによって、相互の理解を深め、信頼関係づくりや情報を収集するというコミュニケーションの意義、目的や役割を理解した上で、利用者や家族の主体性を高めるコミュニケーション技術やチームケア、多職種連携等に必要なコミュニケーション能力をもって、介護福祉サービスの質の向上に努めます。

利用者の感情表現を察する技法や認知症利用者、視覚障害の利用者、聴覚障害・難聴の利用者コミュニケーション障害等を理解した上で、利用者の状態・特性に応じたコミュニケーション技術・手段を選択し、利用者および家族との相互理解に努め、信頼関係を構築します。価値観や選択を尊重し、不安や悩み等に対し共感的な態度で接することで、利用者・家族の精神的な支援を行います。

さまざまな生活支援の場において、コミュニケーションの観点から、利用者が何を求めているのか、望ましい支援の方法は何か等、また、より適切なコミュニケーションのあり方について言語化して説明します。

### 4-2 相談・助言

利用者や家族の生活支援のために、改まった相談事に限らず、身体介護や生活援助をしながら行われるコミュニケーションを通じて、利用者や家族の訴えや思いに耳を傾け、より深く理解し、必要な支援に結びつける相談・助言を行います。利用者や家族の生活歴や価値観を重視し、利用者・家族の主体性を尊重しながら、介護指導や日常生活全般への相談・助言に取り組みます。相談・助言を通じて、問題の発生や悪化の予防、不安や苦痛の軽減、生活

環境の整備・改善等に努めるとともに、利用者・家族のニーズに合わせて介護サービス計画や個別援助計画等の修正を行います。

#### 4-3 家族支援

利用者の思いや葛藤と向き合うと同時に、家族の悩みや不安、負担感等を理解した上で、家族のニーズを取り入れた支援を検討します。また、介護家族の負担を軽減するために、各種介護サービスの情報提供や医療職等との多職種連携、地域の支援ネットワークの構築を行います。利用者が家族から自立した「その人ならではの」暮らしを確立することを目標とし、利用者の社会参加を支援します。利用者支援と家族支援のバランスのよい支援を実施します。

#### 4-4 地域における生活支援

利用者のライフステージ特有の課題とそれぞれに必要な支援機関、地域における支援体制の役割等を理解した上で、利用者の生活ニーズに即した支援を行います。多様化するニーズに対応するために、各支援機関間での連携を実施します。ソーシャルサポートや社会的役割、関係の維持、地域生活支援・社会参加等の重要性を理解した上で、介護福祉サービスを実践します。地域包括ケアシステムにおける介護福祉士の役割を理解し、介護福祉の専門性を発揮し、地域の医療関係者等と連携し、地域包括ケアの実現に取り組みます。

また、地域ボランティアの活用や地域住民への障害・認知症・高齢者等に対する理解の啓発を行うことで、地域全体の課題として取り組むよう働きかけ、インフォーマル支援ネットワークの構築も行います。

#### 4-5 多職種と連携した支援

利用者の症状によって必要だと判断した場合、医師、看護師、訪問介護員、ケアマネジャー、MSW やリハビリテーション職等多職種との連携を実践します。連携する職種や連携における介護福祉士の専門性や役割を理解した上で、利用者のもつ課題や目指すべき目標を共有することで、利用者にとってよりよい支援を行います。

### 5. 医療に関する分野

介護場面で必要となる解剖生理、病態生理、症候、疾病に関する基礎的な知識や高齢者・障害者の代表的な疾患・障害等の基礎的な医学的知識をもって、介護福祉サービスの向上に努めます。

#### 5-1 医療的ケア（喀痰吸引等）

呼吸機能や排たん等に関わる身体機能および嚥下・摂食障害、消化器系器官の機能、支援の際の注意点や利用者・家族への説明と同意、機器の使用手法や手順等の基礎的知識を理解した上で、喀痰を自力で喀出出来ない障害がある場合や経口で食事摂取が出来ない事情がある場合、喀痰吸引や経管栄養の医療的ケアを行います。医療的ケアを行う際には、ケアを行う必要があるかを見極め、十分な研修を受けて習熟した上で、医療職との連携のもとに安全・適切に医療的ケアを実践します。

#### 5-2 健康観察（バイタル等）

高齢者・障害者への支援を行うに当たって、まず、利用者の既往歴や平常時の状態を把握した上で常に健康状態の観察をします。健康かどうかは、意欲、顔貌、顔色、食欲、行動等の見た目の観察項目、脈拍や血圧、体温等のバイタルサインの順番で確認を行います。異常が見つかった場合は、医療職へ連絡し適切に対応します。

### 5-3 緊急対応・応急処置

緊急が想定される事故・症状とその予防やそこから発生する病気等の基礎的知識を理解した上で、事故や症状の急変等が発生した際には、速やかに応急処置を行います。応急処置は、意識状態や呼吸、症状等の観察を行い、利用者への声かけや協力者を募り、医療機関へ連絡し指示を仰ぎます。あらかじめ決められたルールがあればそれに沿い、落ち着いて、可能であれば複数人での対応を行います。緊急対応・応急処置が終わった後は必ず記録し、報告します。

### 5-4 薬・薬理等の基礎

利用者が使用している薬による薬理作用等の基礎知識を理解した上で、利用者の生活状況を把握し、医療職との連携のもと安全・適切な薬の管理を行います。服用方法や種類、個数、飲む際の注意点等を事前に確認し、服薬支援を行います。誤薬や副作用等の異常が見つかった場合は速やかに医療職へ連絡し適切に対応します。

## 6. リスクマネジメント

### 6-1 感染症対策・衛生管理

感染源、生体の防御機能、感染経路という感染が起こる基礎的要因を理解し、手洗いや手袋等の標準予防策（スタンダード・プリコーション）をはじめとした感染対策に取り組みます。手洗い・うがい等の基本的な予防策の正しい手順を身につけ、使用道具や施設内設備等の清潔に気を配ることで、介護職および利用者への感染を防止します。また、感染症のワクチンの接種や切り傷の適切な処置を行う等、感染症のリスクを高めないように努めます。

### 6-2 事故発生防止（ヒヤリハット）

事故の要因を把握し、予防対策立案を行うリスクマネジメントを実施します。事故報告書やインシデント報告書、苦情・クレーム受付簿、業務フロー分析等のデータによりリスクアセスメントを行い、継続的にコントロールを行います。リスクマネジメントを効果的に行うために、スタッフの意識をまとめ、報告・連絡・相談を徹底します。事故が発生した場合は、状況等を把握した上で、事故報告書を作成するとともに再発予防策を立て、利用者・家族に説明します。また、再発予防策を継続的に実践し、定期的なマニュアルの点検を行います。

## 7. 権利擁護

### 7-1 尊厳の保持

利用者の生命や生活および権利を守る立場として、尊厳の保持に十分注意した支援を実践するように努めます。利用者は一人の人間であり、対等な関係であるということを理解した上で、個人の尊厳を損なわぬ生活環境や支援方法を選択し、虐待行為や身体拘束等のない支援を行います。また、利用者の権利が侵害された際には、利用者に代わって権利擁護のために適切に対応します。

## 7-2 虐待防止

利用者の生命、尊厳および権利を守る立場として、虐待行為および不適切な支援の防止に努めます。身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、経済的虐待について自身の知識・倫理感を醸成させるとともに、多職種や利用者家族をはじめとした関係者間での共有を図り、虐待が起こることのない環境整備に取り組みます。

また、虐待の早期発見に努めるとともに、虐待発生時には速やかに通報し、再発防止に向けた措置を図ります。

## 7-3 身体拘束のない介護

介護福祉士は、利用者の尊厳を守り、自尊心を高める立場から、身体拘束のない介護をめざし、関連する法令等を遵守します。しかし、利用者の命、安全を守るために切迫性・非代替性・一次性の全てを満たす「緊急やむを得ない場合」と判断した場合には、身体拘束が認められることを理解し、事前に必要な記録の作成や利用者・家族への説明を十分にして理解を得るよう努めます。また、身体拘束にいたる背景や原因を把握し、対応策を立て、ケアチームと共有し、対応策を継続的に行うよう努めます。

## 第4 職場（組織・ケアチーム）の管理・運営

### 1. 管理・運営

#### 1-1 コンプライアンス（関連法令理解と関連法令遵守）

適切なサービスを提供するための根拠となる、福祉・保健・医療の法・制度等を理解し、遵守するよう管理します。利用者の個人情報収集または使用する場合は、その都度利用者の同意を得ます。個人情報にかかる記録の保管と廃棄について、利用者の秘密が漏れないよう慎重に管理・対応します。

#### 1-2 環境・体制整備

所属する組織やチームでの労働環境や職場環境、労働体制等を理解した上で、自分に与えられている役割・責任・課題を自覚し、ケアチームメンバーの働きがいや自主性、自律性を高める、よりよい環境・体制の構築を目指します。チーム内および利用者・家族等との人間関係や業務状況、スキルや健康状態等を把握することで課題に気づき、その課題解決に取り組みます。常にチーム内の状況を把握するために、意見や悩み・不安等を相談し合えるチーム作りや定期的な声かけを行います。また、専門職として質の高い介護を提供するために、知識の提供や介護技術指導等の教育体制を整え、人員・財源・時間等の資源を効率的・効果的に活用しようとする視点を持ち、常にケアチームの業務の見直しを行います。

#### 1-3 評価

労働時における適切な評価が働きがいや労働意欲の向上、ストレスの軽減等の影響を与えることを理解した上で、一人ひとりの役割やスキル、業務内容や業務態度、利用者・家族およびケアチームメンバー等に対する関わり方等を把握し、適切な評価を行います。より適切な評価を行えるよう、公的な評価制度等の活用や評価表の作成、評価の根拠を明確にする等の評価体制を整備します。評価によって浮き彫りになった課題に対しては、指導・助言等の適切な対応を行います。

#### 1-4 チームケアにおけるリスクマネジメント

生活支援におけるリスクと安全確保の必要性を理解した上で、個々の介護技術を高めると共にチーム内で組織的にリスクをコントロールし、事故の予防・回避や軽減を図ります。事故予防や適切な対応を図るための情報共有手段として、誰が見ても利用者の変化や観察すべきポイントが分かるように、日常の介護記録や事故報告書、ヒヤリハット報告書等の書式を整備します。医療職や行政、関係機関等との多職種連携を行うと共に、気になることがあった際にすぐに相談できる関係性やチームで考えられる検討体制を作ります。万が一事故が起ってしまった際には、事故の原因を分析し、改善可能な課題として組織全体で検討し、再発防止体制の整備を行います。

また、介護職一人ひとりが適切な介護を行うことがリスクマネジメントに繋がります。ケアチームメンバーすべてが正確な介護技術を獲得するために介護技術指導を行い、得た技術を発揮できるようケアチームメンバーの体調や不安、悩み等を把握し、気軽に相談し合えるチーム作りや面談・声かけ等によって適切な助言を行います。

## 2. 指導・育成

利用者の尊厳を保持し、個々に合った自立した日常生活を営むことができるような質の高い支援を実施するために、一人ひとりのレベルに合わせた介護技術の具体的な指導・助言を行います。多岐にわたる介護業務が適切に行えるように、食事支援や排せつ支援等の基本介護技術だけでなく、利用者・家族やケアチームメンバーとの円滑な人間関係を作るためのコミュニケーション技術や介護過程を展開するための技術、ボディメカニクスの活用等指導を行います。指導の際は、根拠に基づいた説明を行います。チームメンバーに常に目を向け、観察し、コミュニケーションを取ることで、出来ることと出来ないことを把握し、的確な助言を行います。また、ケアチームメンバーの働きがいや自主性、自律性を高め、質の高い介護を提供できるよう努めます。

## 3. 介護職の健康管理

利用者に寄り添って対人援助を行う介護職は、身体的疲労と精神的疲労の両方が蓄積されやすい職業だということを理解した上で、一人ひとりに健康管理方法を指導し、健康管理に必要な環境の整備やサポート、ケアチームメンバーの健康状態の確認を行います。

身体的な健康管理として、常日頃から必要な栄養・睡眠・休養が十分に取れている状態を維持し、健康診断等で自身の健康状態を知り、異常がある場合には治療に専念する必要があります。そのためには、十分な栄養・睡眠・休養が取れる職場環境づくりと定期的な健康診断の実施、治療が必要な場合のサポートを行います。また、感染症についての知識と予防方法の指導も実施します。

就労意欲の維持・向上および精神的なサポートとして、ストレスマネジメントを行います。不安や悩みに耳を傾け、共感し、利用者・家族からの理不尽な嫌がらせ（ケア・ハラスメント）等のストレスの根本的な要因になるものがあれば、その解決策を導き出します。定期的な話し合いや面談、質問表等を活用したストレスチェックを行い、一人ひとりのストレスマネジメントを行うと共に、気軽に不安や悩みを相談できる環境を作ります。仕事に対して正当な評価をし、伝えることで、ストレスの軽減に努めます。

## IV. 今後の介護業務基準の活用について

### 1. 介護業務基準の活用における重要要素

今後、介護業務基準が広く活用され、介護の質を高めていくためには、以下の3点が成功の鍵となると考えた。

#### (1) 介護業界における介護業務基準の標準化

ヒアリング結果では、各施設・事業所において「介護業務基準」を作成する際に、ISO やキャリア段位等、「汎用性」の高いものをベースに作成されている事例がみられた。このように「介護業務基準（仮）」が将来的に介護業界においてスタンダード（標準化）された位置づけとなることが重要となる。

#### (2) 運用するリーダーの育成

「介護業務基準」を運用する際に、重要なこととして、基準の中身もさることながら、それを運用する「人」の知識・技術および能力が重要となる。「介護業務基準」をもって目指すゴールを理解し、それを実現化していく（＝質の高いサービスの提供）ということは、すべての職員がそれを理解し、実践できることが必要となる。しかしながら、管理者がすべて行うことは現実的ではないため、それを職員に伝え、実践できるように導くことのできるリーダーの存在が必須となる。そのためには各施設・事業所においてマネジメントができて、かつ職員の指導・教育ができるリーダーの育成が必要となる。

#### (3) マニュアル・手順書作成の際のローカライズ（現地化）

「介護業務基準」は介護の質を担保するためのスタンダードという位置づけとなるため、介護業務を行う現場においては、「介護業務基準」というスタンダードを押さえることが重要となる。しかしながら一方で、業務を行う上では、各施設・事業所の理念や考え方、ビジョン等の個性・独自性を打ち出していくことも重要と考える。例えば、現状の「介護業務基準（仮）」をなぞって業務を行うことで一定程度のサービスの質の担保ができると考えられるが、それだけでは、それを運用するリーダー職や介護職が高い意識をもって業務を行い、さらに利用者の満足度につなげていくことは難しいと考える。マニュアル・手順書の作成の際には、「介護業務基準」による標準化の一方で、そこに各施設・事業所の独自性を加えて、ローカライズすることが望ましい。

### 2. 運用方法について

#### (1) 施設・事業所におけるマニュアル・手順書作成の際のベースとして

「介護業務基準（仮）」は、介護施設・事業所等においてマニュアルや手順書を作成する際のベースとして活用されることを念頭に作られている。位置づけとしては「倫理綱領」や「倫理基準（行動規範）」と作業マニュアル・手順書の間にあるもので、「倫理綱領」や「倫理基準（行動規範）」の概念を具体的な業務に落とし込んでいく際の基準となる。そのため、各施設・事業所においてマニュアルや手順書を作成する際に、「介護業務基準（仮）」をベースとしてサービスの質を担保したうえで、そこに各施設・事業所の理念や独自性を加味していくことが望ましい。

## （２）リーダー職による職員指導の際の振り返りのツールとして

「介護業務基準」は、介護施設・事業所等のリーダーが職員の指導・育成を行う際に参考とするためのツールとして活用されることが考えられる。

また、介護職員が日々の業務を行っている中で、業務に対する考え方や利用者・家族への対応に迷った際に、振り返りのツールとして活用されることも想定される。

## ３．利用拡大に向けて

### （１）「介護業務基準（仮）」を広めていく方向性

#### ●事例の実施

- ・まずは活用事例を増やしていくことが重要と考える。具体的には、モデル事業として介護施設・事業所において「介護業務基準（仮）」を活用した展開を一定期間行ってもらい、業務への影響、有効性、課題等を抽出し、「介護業務基準（仮）」にフィードバックを行い、精度を高めていく。
- ・また、実施した事例については、積極的に情報提供していくことが必要となる。

### （２）利便性の向上

#### ●ツールの提供

- ・リーダー職が実際に「介護業務基準（仮）」を活用して介護職員の指導・育成を行う際に、どのような手順で行うかについては、現状では各リーダーに委ねられている状況にある。リーダー職が新たな業務として「介護業務基準（仮）」を活用して育成を行うために、そのリーダーを育成するためのリーダー育成のマニュアル等のツールの提供が有効と考えられる。
- ・同様にリーダー職が「介護業務基準（仮）」を活用して介護業務の管理運営を行うためのマネジメントマニュアル、チェックシート等の提供も考えられる。

## ４．今後の進め方について

### （１）計画・実践・チェック・行動のPDCAサイクルの実践

実際に介護業務基準に則して業務を実施し、実際の業務との整合性や活用の際の利便性について検証を行い、汎用性を高める。

具体的には、モデル事業として活用・検討を行うことが考えられる。

(2) 他資格等との連携について

介護業務基準の内容と、他資格の内容がリンクする部分について明確化し、介護職員が、介護業務基準について学ぶ際に、他資格のテキストのどの部分を参照すれば理解できるかについてサポートすること等が考えられる。